

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第151号

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員給与条例施行細則の一部を次のように改正する。

第7条の3を削り、第7条の4を第7条の3とする。

第19条の2第1項後段中「次に掲げる額」を「額」に、「次に掲げる額」を「額」に、「それぞれ次に掲げる」を「それぞれその」に改める。

第22条を次のように改める。

第22条 削除

第23条第1項の表を次のように改める。

理	由	期	間
(1)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による交通の制限又は遮断	その都度必要と認める時間又は期間	
(2)	風水震、火災その他非常災害による交通の遮断	同上	
(3)	風水震、火災その他天災地変による職員の現住する住居の滅失又は破壊	1週間を超えない範囲内において、その都度必要と認める期間	
(4)	(1)の項から(3)の項までによる場合のほか、交通機関の事故等の不可抗力による事故	その都度必要と認める時間	
(5)	その職員の所属する機関の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止	その停止の期間	
(6)	負傷又は疾病（地方公務員災害補償法（以下「補償法」という。）第28条又は第28条の2の規定により補償を受けることができるものを除く。）	次のア又はイに掲げる期間のうち、いずれか長い方の期間（結核性疾患にあつては、1年）及び当該期間を超える期間で京都市職員の分限に関する条例第2条第2号に掲げる事由に該当して休職された場合における当該休職された日前	

		<p>1月の期間の範囲内（再任用職員にあっては、1の年次につき40日の範囲内で別に定める期間の範囲内）において、医師の証明等に基づき、必要と認める期間</p> <p>ア 75日（病気休務（左欄に掲げる理由により職務に専念する義務を免除されて勤務しないことをいう。以下同じ。）の期間が2以上ある場合において、これらの期間の間に75日以上期間がないときは、これらの期間を通じて75日）</p> <p>イ 病気休務の期間（病気休務の期間が2以上ある場合において、これらの期間の間に75日以上期間がないときは、これらの期間のうち最初の期間）の初日から起算して4箇月</p>
(7)	<p>その他任命権者が特に必要と認める理由</p>	<p>その都度必要と認める時間又は期間</p>

第23条の2第1項第3号中「第22条」を「第25条の2」に改め、「が給与月額」の右に「(条例第19条に規定する給料月額並びにこれに対する地域手当及び別に定める手当の月額の合計額をいう。以下同じ。)」を加え、同項第4号中「第22条」を「第25条の2」に改める。

第24条の3本文中「第7条の4第1号」を「第7条の3第1号」に改める。

第25条の次に次の1条を加える。

(1月平均の正規の勤務時間数)

第25条の2 条例第19条に規定する1月平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数は、156時間とする。ただし、再任用短時間勤務職員にあっては、当該時間数に第7条の3第1号に掲げる時間数を同条第2号に掲げる時間数で除して得た数を乗じて得た時間数（その時間数に1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間数）とする。

第26条第1項中「毎月定額により支給される手当のうち別に定める手当」を「初任給調整手当」に改め、同条第2項本文中「条例第19条に規定する」を削る。

第29条第2項第1号中「第12条の2」の右に「，京都市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例第8条の2第3項」を加える。

附 則

この規則は，平成31年4月1日から施行する。ただし，第19条の2，第23条及び第29条の改正規定は，公布の日から施行する。

(行財政局人事部給与課)